

都市再生

伊藤 滋

都市再生戦略チーム座長
早稲田大学教授
慶應義塾大学大学院客員教授



「稚内から石垣まで」のまちづくり、
「小泉検地」——新しい発想で国土を見直し、
日本の美しさと活力を引き出します

官民の密接な連携体制

都市再生は、本部長の小泉総理をはじめ全大臣で構成する都市再生本部がその実行を担っています。それを、私達民間人の集まりである都市再生戦略チームがさまざまな戦略を提案して支えています。そして、この二つはお互い密接に関連しています。

まず初めに都市再生本部ができた経緯を申し上げますと、森政権の終わりの頃、亀井幹事長だったと思いますが、緊急経済対策の一つとして都市再生本部を内閣につくることを決めました。そして、実際にできたのは平成13年5月です。そのときはもう小泉総理の時代になっていました。したがって、都市再生本部は小泉総理の方針に従って動くということになります。そのときの小泉総理のキーワードは、民間でできることはすべて民間でやろう、「人」や「金」は重点化して、ということで、当然、都市再生もこの考えでいく、効率のいい民間ということでした。

それでは、この都市再生本部は何をやるかということですが、まず都市再生の意義として「都市の魅力と国際競争力の向上」を掲げました。この「都市の魅力」というのが大事です。日本には観光的な魅力も歴史的な遺産もたくさんあるのですが、マイナスの面で考えると、日本の都市ぐらいうる都市はないんです。ヨーロッパへ行ったことのある方は、よくおわかりになりますね。まず屋根、屋上が汚いですよ。ですから、もっと都市を魅力あるものにしないと国際競争力が向上しません、ということです。それから、都市再生の目標として、「我が国の都市

の文化と歴史を継承して、世界に誇れる都市として受け継ぐ」と、こう小泉総理は都市再生本部で高らかに謳いあげました。このときの世界の状況を申しますと、ヨーロッパもアメリカも21世紀に都市はまとまりのいい都市にならなければいけない、エネルギー面からみても、維持管理の面からみても、世界に誇れる都市というのはコンパクトな都市構造がいい、というのが都市に関わる学者の共通的な考えでした。したがって、パリが一番いい都市で、東京などはもっと都心に人が集まる必要があるということです。

そこで、都市再生本部は平成14年3月に都市再生特別措置法をつくりました。これは基本的には時間と場所を区切って民間主体で都市再開発事業をする、それも急いでやらないと世界に負けてしまうので手続きを早く、そしてそのときには資金面でも支援しましょうというものです。この金融支援というのは、民間都市開発推進機構を通じて、企業が興す有望なプロジェクトに出資や債務保証をするという思い切ったものです。また地域整備の面でも、都市再生特別地区では既存の都市計画をすべて適用除外とするということも決めています。都市再生特別地区の適用の第1号が、すでに大阪と名古屋で都市計画決定されています。このように、かなり思い切ったことを都市再生本部はやっています。

都市再生戦略チームの主張

しかし、それだけでいいのかということで、私達の都市再生戦略チームは、都市再生についての基本

的認識、「すべての市民が安全で豊かな生活を営める都市環境づくり」と「都市再生の行動によって、社会と経済の構造改革を実現する」を主張しています。ここで、私達の認識には「市民」という言葉が入りました。この辺が都市再生本部の構想とちょっと違うところです。また、この「豊かな生活を営める都市環境づくり」の中には「次の世代に受け継がれる質の高い社会資産を構築する」などが入っています。先ほど島田先生が話された、住宅の質を高める提言はその最たるものだと思います。

私達の考える都市再生の対象地域は三つあります。一つは大都市の戦略地区（臨海部、交通拠点）などで、これには民間資本に5年程度で取り組んでもらう。二つめは地方都市の中央市街地です。これは皆さまご存じの地方都市の中心から商店街がなくなってしまう問題ですが、ここには入れ方に工夫がありますが少し税金を入れてもらわないと解決しません。これは10年以内に成果を出すようにしてほしい。それから三つめは木造密集市街地ですが、これはなかなか直りません。日本が戦後50年を経た結果としてできてしまったものですから、21世紀に50年かけて直そう。この三つの地域を都市再生の対象にしなければいけない、ということです。

では、どのようにして進めるか、それには幾つかの具体的戦略があります。ここでは重要なことだけご説明します。まず、「土地の権利の整理に係わる、速度の速い住民合意システムと司法的手続きの迅速化」です。後でまた触れますが、皆さまがお持ちになっている土地の登記書の構図、地籍図というのは整備されていません。これを直すということを、日本はこの50年間やってきませんでした。OECD諸国でこれをしていないのは日本だけです。そこで、土地の権利をまず皆さまに確かめてもらいたいということです。それに、住民の意思表示に基づく街づくりを進めるということです。そのためには、住民の方々にもできるだけ早くイエス／ノーを決めていただくことも必要です。

次は、「草の根まちづくり」です。住民やNPO

が協力して草の根まちづくりをするときに、どうしても専門家が必要になります。この専門家は役人だけではなくて、学校の先生や、設計事務所の人に加わってもらいます。そういう専門家をたくさん養成して、草の根まちづくりを推進する。それから、都市型犯罪を防止する、ソフト／ハード両面からの方策を考える。

これらの私達の提案を受けて、小泉総理は都市再生を全国に広げようということを決められました。そして、都市再生本部で「稚内から石垣まで」をキャッチフレーズに全国から案を募集しましたところ、800を超える案が集まりました。これを整理しますと、「安全で安心なまちづくり」として防災まちづくり、防犯まちづくり、「歴史文化を活かした美しいまちづくり」で歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり、通りの情緒を活かしたまちづくりなどが出てきました。これらを整備をしない限りは絶対に観光客はきませんよ、ということですね。それから、「誰もが能力を発揮できるまちづくり」で交通結節点整備があります。首都圏だけでも約700の私鉄の駅がありますが、駅前広場のないところがたくさんあります。このようなところに駅前広場をつくる。これらの草の根まちづくりこそ重要だということです。それから、「高齢者の安心まちづくり」は島田先生も関連で触れておられます。「ヒートアイランド対策」、「環境共生まちづくり」、これらには技術の問題も入ってきますから、小宮山先生のプロジェクトにも関係します。

また、実際に今進められている例としては、大阪府警本部からの提案で東大阪市をモデルにした防犯まちづくりがあります。防犯については皆さまご存じのように、日本はここ5～6年、ひどい国になりました。これは絶対やらなければいけない、ということで、警察庁と文部科学省、国土交通省が協力して進めています。

それから歴史的街並み、まちづくりでは、電線類地中化の整備促進が提案されています。私の考えでは、電線を地中化しますと素晴らしい景色が蘇って、

観光にもひと役買えるのではないかと思います。

縦割り行政を打破して、さらなる推進を

最後に都市再生戦略チームの最近の提案を紹介します。基本的課題として、民間が都市再生を活性化するには、公共側の責務も明確にしてください、公共もやることをやってもらわなければ、民間は動きませんよ、ということです。

そしてまず戦略的ナショナルプロジェクトとして、各省庁を横にぶち抜いて、そこで都市再生本部の大きい課題を見つけようと言っています。例えば、地球環境対策と都市再生は環境省と国土交通省、次世代の産業と技術戦略と結びつく都市再生は経済産業省と国土交通省、自動車交通削減を促進する都市再生は環境省と国土交通省が協力して行うなど、縦割り行政を打破してほしい。また、前にも触れましたが、ほんの一部しか進んでいない地籍図調査を進める。皆さまの土地は、東京23区では11パーセント、大阪市では5パーセントしか正式に地籍図として登録されておりません。これは国土交通省と法務省が協力して進めることです。そうすると新しい雇用も発生します。私はこれを平成の小泉検地と名付けま

した。

二番目は、市民に直結した生活都市づくりを進めます。例えば、大学キャンパスと周辺市街地を結びつける市街地整備をし、看護学部のある大学の中にお年寄りの介護施設をつくれれば、オンザジョブトレーニングで大変安く看護、医療の施設が運営できます。また、古いマンションの建替えに補助をする、これも建て替えれば優良な資産になります。

三番目に、美しい都市づくり運動をやっているということ。大きな街路樹を育て緑陰道路をつくろう。美しい路地と横町をつくるため、小さい事業費でNPOや街づくり団体に支援しよう。屋外広告の撤去やデザインの統一を図ろう、などを挙げています。また、都市計画には地区計画という特別な仕事がありますが、そういうところにも小さい事業費をつけて、ブロック塀の代わりに生け垣をつくる、建物に屋根をかける、そして棟線を統一することなども主張しています。

私達は以上お話してきたことを、都市観光運動と協力して推進しようと思っています。省庁連携も大事ですが、市民と一体となって都市再生をこれからも進めていきます。